林業分野における外国人材の活用

政策提言先 林野庁、厚生労働省

政策提言の要旨

外国人技能実習制度における「林業分野」「木材・木製品製造分野」は、技能実習制度の対象職種として設定されていないため、実習生が1年で帰国しなければならず、制度の趣旨である技術移転に支障をきたしています。また、深刻な人手不足に対応し、外国人の受け入れを拡大していくために創設された在留資格の「特定技能」においても、「林業分野」「木材・木製品製造分野」はその対象となっていません。

このため、研修生の知識・技能の取得並びに外国人材の活用に向け、「林業分野」「木材・木製品製造分野」を技能実習2号及び特定技能制度1号に追加することを提言します。

【政策提言の具体的内容】

○技能検定制度の早期創設

全国森林組合連合会など関係7団体が設立した林業技能向上センターや全国木材組合連合会が取り組んでいる技能検定制度の早期創設に向けた活動への積極的な支援をお願いします。

- ○外国人技能実習制度への職種追加
 - 外国人技能実習制度における2号対象職種に「林業分野」「木材・木製品製造分野(製材、 集成材、チップ)」の追加をお願いします。
- ○特定技能制度への職種追加
 - 外国人技能実習制度への職種追加後、速やかに特定技能制度1号への同職種の追加をお願い します。
- ○制度創設と並行して、送り出し国との関係構築に向けた取組の推進 日本へ研修生の送り出しを希望する国々との情報交換により、相互理解を深め、円滑な研修生 の送り出しにつなげていただくようお願いします。

【政策提言の理由】

- ・我が国の充実した森林資源を活用するためには、林業・木材産業の担い手を安定的に確保する必要がありますが、従事者数は年々減少し、その確保が大きな課題となっています。このため、外国人技能実習制度を活用し、他国への技術移転と併せて労働力を確保することが有効と考えます。
- ・しかしながら「林業分野」「木材・木製品製造分野(製材、集成材、チップ)」は、同制度の2 号対象職種に指定されていないことから、研修生の在留期間が1年に限られており、効果的に技 術移転を行う上でも課題となっています。
- ・林業技能の習得については、国では「緑の雇用」制度によって林業従事者を育成するために3年 間支援を行っていることから、外国人技能研修の技能習得についても同等の期間が必要です。
- ・また木材加工の分野においても、一般住宅から大型公共施設まで製材品が使われる中、製品に求められる品質が高まるとともに、製品の種類も多岐に渡ることから、例えば、公益社団法人日本木材加工技術協会が認定する木材乾燥士においては、受験資格で高等学校を卒業した者は3年以上の実務経験が必要であると定められています。
- ・このため、技能検定制度を早期創設し、「林業分野」「木材・木製品製造分野(製材、集成材、 チップ)」を技能実習2号への追加が必要です。あわせて、外国人材を労働力として活用できる よう、特定技能制度1号の対象職種に「林業分野」「木材・木製品製造分野(製材、集成材、チ ップ)」を追加することが、これからの林業・木材産業の発展のためには不可欠です。

【高知県担当課】 林業振興・環境部 森づくり推進課、木材産業振興課